

緊急事態における隊友会の協力に関する協定

出雲市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会島根県隊友会（以下「乙」という。）は、緊急事態における協力（以下「協力」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出雲市内において武力攻撃事態等又は緊急処理事態、自然災害、原子力災害、大規模事故その他の市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれが発生した場合において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力内容）

第2条 協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく国民保護のための措置の実施に必要な援助。
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく防災に関する業務の実施に必要な援助。
- (3) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の規定に基づく防災等の業務に関する必要な援助。
- (4) その他必要と認められる援助。

（協力の要請等）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、前条各号に定める協力を乙に要請することができるものとする。

2 協力要請は文書によるものとし、事態が緊迫して、文書によることができない場合には口頭又は電話等によることができる。この場合事後、速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。

(安全の確保)

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮しなければならない。

(協力のための準備)

第5条 乙は、初動の迅速を図るため、平素から連絡体制を整備しておくものとする。
2 乙は、甲の求めに応じ、現在の協力可能人員を通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が協力を行うために要した経費については、原則として、乙が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 甲は、その要請により協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法律（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(訓練等)

第8条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間及び継続)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月28日

甲 出雲市
出雲市長

乙 公益社団法人隊友会
島根県隊友会会長